

第 1 章 環境基準等

1 公共用水域

〔 1 〕 環境基準

水質汚濁に係る環境基準は、昭和45年4月21日閣議決定され、昭和46年12月28日環境庁告示第59号で公示された。その後、項目の追加や分析技術の進歩等に伴う基準値の改正、また、JIS改正に伴う測定方法の改正・用語の整理等がなされた。昭和57年12月25日付け環境庁告示第140号の改正では、湖沼に係る窒素・りん的环境基準が設定され、また、平成5年3月8日付け環境庁告示第16号で、人の健康の保護に関する環境基準項目に有機塩素系化合物や農薬等の15項目が追加され、有機りんが削除されるとともに鉛とひ素の基準が厳しくなった。さらに、平成11年2月22日付け環境庁告示第14号では、「人の健康の保護に関する環境基準」に硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素が追加された。また、平成15年11月5日付け環境省告示第123号では、生活環境の保全に関する環境基準として、新たに公共用水域における水生生物及びその生息又は生育環境を保全する観点から亜鉛を追加するとともに、これについて基準値を設定した。

環境基準は、工場・事業場等からの排出水の許容限度ではなく、環境保全上の目標値であり、工場排水工場立地、土地利用等の規制や、下水道整備、しゅんせつ等の公共事業等の諸施策を総合的に推進することによって、維持・達成すべきものであり、「人の健康の保護に関する環境基準」と「生活環境の保全に関する環境基準」とに分けられている。「人の健康の保護に関する環境基準」は、河川、湖沼を問わず、すべての公共用水域に一律に表1-1のとおり適用されているが、「生活環境の保全に関する環境基準」は河川・湖沼の別に水利用目的の適応性によって類型を設け、表1-2のとおり段階的に定められている。

〔 2 〕 その他の基準

要監視項目

環境基準の他に、人の健康の保護に関する物質ではあるが、公共用水域等における検出状況からみて、現時点では直ちに環境基準健康項目とせず、知見の集積に努め推移を把握していく項目について、「要監視項目」と位置づけ、指針値が定められている。

(表1-3)

「公共用水域等における農薬の水質評価指針」

空中散布農薬等一時的に広範囲に使用される農薬で、水質環境基準健康項目や要監視項目となっていないもののうちから、その使用量や公共用水域での検出状況等を勘案して選定され、公共用水域等で検出された場合に水質の安全性に係る評価の目安として、指針値が定められている。(表1-4)

表1-1 人の健康の保護に関する環境基準

(昭和46年12月28日 環境庁告示第59号、最新改正：平成11年2月22日)

項 目	基 準 値	備 考
カドミウム	0.01 mg/L 以下	1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
全シアン	検出されないこと。	
鉛	0.01 mg/L 以下	
六価クロム	0.05 mg/L 以下	2 「検出されないこと」とは、12ページの測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
ヒ素	0.01 mg/L 以下	
総水銀	0.0005 mg/L 以下	3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、12ページの測定方法により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと、同ページの測定方法により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。
アルキル水銀	検出されないこと。	
PCB	検出されないこと。	
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下	
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下	
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下	
1,1-ジクロロエチレン	0.02 mg/L 以下	
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下	
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下	
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下	
トリクロロエチレン	0.03 mg/L 以下	
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下	
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下	
チウラム	0.006 mg/L 以下	
シマジン	0.003 mg/L 以下	
チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下	
ベンゼン	0.01 mg/L 以下	
セレン	0.01 mg/L 以下	
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下	
ふっ素	0.8 mg/L 以下	
ほう素	1 mg/L 以下	

表1 - 2 生活環境の保全に関する環境基準

(1) 河川（湖沼を除く。）

ア

項目 類型	利用目的 の適応性	基準値					該当 水域
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	
AA	水道1級 自然環境保全及び A以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	50MPN/ 100ml以下	水域 類型 ごと に指 定す る水 域
A	水道2級 水産1級 水浴及び B以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	1,000MPN/ 100ml以下	
B	水道3級 水産2級及び C以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	5mg/ℓ 以上	5,000MPN/ 100ml以下	
C	水産3級 工業用水1級及び D以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/ℓ 以下	50mg/ℓ 以下	5mg/ℓ 以上	—	
D	工業用水2級 農業用水及び Eの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/ℓ 以下	100mg/ℓ 以下	2mg/ℓ 以上	—	
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/ℓ 以下	ごみ等の浮遊 が認められな いこと。	2mg/ℓ 以上	—	
測定方法		規格12.1	規格21	付表8	規格32	最確数による 定量法	

備考

- 1 基準値は、日間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
- 2 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/ℓ以上とする（湖沼もこれに準ずる。）。
- 3 水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であって、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう（湖沼海域もこれに準ずる。）。
- 4 最確数による定量法とは、次のものをいう（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
試料10ml、1ml、0.1ml、0.01ml……のように連続した4段階（試料量が0.1ml以下の場合は1mlに希釈して用いる。）を5本ずつBGLB醗酵管に移殖し、35～37℃、48±3時間培養する。ガス発生を認めたものを大腸菌群陽性管とし、各試料量における陽性管数を求め、これから100ml中の最確数を最確数表を用いて算出する。この際、試料はその最大量を移殖したものの全部か又は大多数が大腸菌群陽性となるように、また最少量を移殖したものの全部か又は大多数が大腸菌群陰性となるように適当に希釈して用いる。なお、試料採取後、直ちに試験ができない時は、冷蔵して数時間以内に試験する。

(注)1 表中、規格とは、JISK0102をいう。

2 表中、付表とは、環境省告示（水質汚濁に係る環境基準について）をいう。

3 (1) 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

(2) 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2級：ろ過等：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

(3) 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の
水産生物用

水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

水産3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

(4) 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの

(5) 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		該当 水域
		全 亜 鉛		
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/ℓ以下		水域 類型 ごと に指 定す る水 域
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/ℓ以下		
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/ℓ以下		
生物特B	生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/ℓ以下		
測定方法	規格53に定める方法（準備操作は規格53に定める方法によるほか、付表9に掲げる方法によることができる。また、規格53で使用する水については付表9の1(1)による。）			
備考 1 基準値は、年間平均値とする。（湖沼、海域もこれに準ずる。）				

(2) 湖沼

(天然湖沼及び貯水量が1,000万m³以上であり、かつ、水の滞留時間が4日間以上である人工湖)

ア

項目 類型	利用目的 の適応性	基準値					該当 水域
		水素イオン 濃度(pH)	化学的酸素要 求量(COD)	浮遊物質 量(SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	
AA	水道1級 水産1級 自然環境保全及び A以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/ℓ 以下	1mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	50MPN/ 100ml以下	水域 類型 ごと に指 定す る水 域
A	水道2、3級 水産2級 水浴及び B以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/ℓ 以下	5mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	1,000MPN/ 100ml以下	
B	水産3級 工業用水1級 農業用水及び Cの欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/ℓ 以下	15mg/ℓ 以下	5mg/ℓ 以上	—	
C	工業用水2級 環境保全	6.0以上 8.5以下	8mg/ℓ 以下	ゴミ等の浮遊 が認められな いこと。	2mg/ℓ 以上	—	
測定方法		規格12.1	規格17	付表8	規格32	最確数による定量法	
備考 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。							

(注) (1) 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

(2) 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2、3級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

(3) 水産1級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

水産3級：コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用

(4) 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの

(5) 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	利用目的の適応性	基準値		該当 水域
		全窒素	全磷	
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの	0.1mg/ℓ以下	0.005mg/ℓ以下	水域 類型 ごと に指 定す る水 域
II	水道1・2・3級(特殊なものを除く。)水産1種水浴及びIII以下の欄に掲げるもの	0.2mg/ℓ以下	0.01mg/ℓ以下	
III	水道3級(特殊なもの)及びIV以下の欄に掲げるもの	0.4mg/ℓ以下	0.03mg/ℓ以下	
IV	水産2種及びVの欄に掲げるもの	0.6mg/ℓ以下	0.05mg/ℓ以下	
V	水産3種・工業用水農業用水・環境保全	1mg/ℓ以下	0.1mg/ℓ以下	
測定方法		規格45.2, 45.3又は45.4	規格46.3	
備考 1 基準値は年間平均値とする。 2 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。 3 農業用水については、全磷の項目の基準値は適用しない。				

(注) (1)自然環境保全：自然探勝等の環境保全

(2)水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

(「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。)

(3)水産1種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用

水産2種：ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用

水産3種：コイ、フナ等の水産生物用

(4)環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

ウ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値	該当 水域
		全亜鉛	
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/ℓ以下	水域 類型 ごと に指 定す る水 域
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/ℓ以下	
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/ℓ以下	
生物特B	生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/ℓ以下	
測定方法	規格53		

表1 - 3 要監視項目 (平成5年3月8日 環水管第21号 水質保全局長通知)

最新改正 平成16年3月31日)

項目	指針値	項目	指針値
クロロホルム	0.06 mg/L 以下	イプロベンホス	0.008 mg/L 以下
トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下	クロルニトロフェン	- (注1)
1,2-ジクロロエチレン	0.06 mg/L 以下	トルエン	0.6 mg/L 以下
p-ジクロロベンゼン	0.2 mg/L 以下	キシレン	0.4 mg/L 以下
イソキサチオン	0.008 mg/L 以下	フタル酸ジエチルエステル	0.06 mg/L 以下
ダイアジノン	0.005 mg/L 以下	ニッケル	-
フェニトロチオン	0.003 mg/L 以下	モリブデン	0.07 mg/L 以下
イソプロチオラン	0.04 mg/L 以下	アンチモン	0.02 mg/L 以下
オキシ銅	0.04 mg/L 以下	塩化ビニルモノマー	0.002 mg/L 以下
クロロタロニル	0.05 mg/L 以下	エビクロロヒドリン	0.0004 mg/L 以下
プロピザミド	0.008 mg/L 以下	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下
EPN	0.006 mg/L 以下	全マンガン	0.2 mg/L 以下
ジクロロボス	0.008 mg/L 以下	ウラン	0.002 mg/L 以下
フェノブカルブ	0.03 mg/L 以下	(以上27物質)	

(注1) クロルニトロフェンの指針値は設定せず、当分の間は検出されないこと (<0.0001mg/L) とする。

表1 - 4 「公共用水域等における農薬の水質評価指針」

(平成6年4月15日 環水管第86号 水質保全局長通知)

農薬名	種類	評価指針値 (mg/L)	農薬名	種類	評価指針値 (mg/L)
イプロキサ	殺菌剤	0.3 以下	ブタミス	除草剤	0.004 以下
イミダクロプリド	殺虫剤	0.2 以下	ブプロフェジン	殺虫剤	0.01 以下
イトフェンロックス	殺虫剤	0.08 以下	プレチアコール	除草剤	0.04 以下
エスプロカルブ	除草剤	0.01 以下	プロパザール	殺菌剤	0.05 以下
エディフェンホス(EDDP)	殺菌剤	0.006 以下	プロモフチド	除草剤	0.04 以下
カバリン(NAC)	殺虫剤	0.05 以下	フルタコル	殺菌剤	0.2 以下
クロルピリホス	殺虫剤	0.03 以下	ペンシロン	殺菌剤	0.04 以下
ジクロフェチオン(ECP)	殺虫剤	0.006 以下	ペンシロト(SAP)	除草剤	0.1 以下
シメトリン	除草剤	0.06 以下	ペンテメタリン	除草剤	0.1 以下
トルクロホメチル	殺菌剤	0.2 以下	マラチオン(マラソ)	殺虫剤	0.01 以下
トリクロホス	殺虫剤	0.03 以下	メフェセト	除草剤	0.009 以下
トリクラザール	殺菌剤	0.1 以下	メロコル	殺菌剤	0.1 以下
ピリダフェチオン	殺虫剤	0.002 以下	エリネト	除草剤	0.005 以下
フザイト	殺菌剤	0.1 以下	(以上27農薬)		

〔 3 〕 環境基準類型指定状況

生活環境の保全に関する環境基準については、水質汚濁の防止を図る必要のある公共用水域を対象として、各水域ごとに類型をあてはめている。

国が指定権限をもつ水域については、昭和45年9月閣議決定により渡良瀬川上流水域を、昭和48年3月には環境庁告示により那珂川、鬼怒川及び渡良瀬川の県際河川を類型指定した。また、環境省告示により平成13年3月に深山ダム貯水池と川治ダム貯水池を、平成15年3月に川俣ダム貯水池を類型指定した。

知事が指定権限をもつ水域については、昭和48年2月及び9月に33河川2湖沼、昭和52年4月に10河川、昭和55年12月に5河川について類型を指定し、昭和60年4月には窒素・りんに係る環境基準について、中禅寺湖（窒素を除く）、湯の湖を類型指定した。さらに、平成17年1月には栃木県告示により新たに4水域の類型指定を含む11水系の類型改定等全面的な見直しを実施した。

平成16年4月1日現在、類型指定は48河川5湖沼となっている。

表 1 - 5 環境基準類型指定水域一覧表

水系	水 域 名	該当類型及び達成期間	環 境 基 準 地	設 定 年 月 日
那 珂 川	那 珂 川 1 (湯川合流点より上流。)	A A イ	恒 明 橋	昭和48.3.31 環告示21号
	那 珂 川 2 (湯川合流点から早戸川合流点まで。)	A イ	新 那 珂 橋 口	"
	高 雄 股 川 (流入する支川を含む。)	A A イ	高 雄 股 橋	平成17.1.28 県告示43号
	湯 川 (流入する支川を含む。)	A イ	湯 川 橋	"
	余 笹 川 (流入する支川(黒川を除く。))を含む。)	A イ	川 田 橋	"
	黒 川 (流入する支川を含む。)	A イ	新 田 橋	"
	松 葉 川 (流入する支川を含む。)	A イ	末 流	"
	箒 川 (流入する支川(蛇尾川を除く。))を含む。)	A イ	箒 川 橋	"
	蛇 尾 川 (流入する支川を含む。)	A イ	宇 田 川 橋	"
	武 茂 川 (流入する支川を含む。)	A イ	更 生 橋	"
	荒 川 (流入する支川(内川及び江川を除く。)) を含む。)	A イ	向 田 橋	"
	内 川 (流入する支川を含む。)	A イ	旭 橋	"
	江 川 (流入する支川を含む。)	A イ	末 流	"
逆 川 (流入する支川(坂井川を除く。))を含む。)	A イ	末 流	"	
鬼 怒 川	鬼 怒 川 1 (大谷川合流点より上流。)	A A イ	川 治 第 一 前 発 電 所	昭和48.3.31 環告示21号
	鬼 怒 川 2 (大谷川合流点から田川合流点まで。)	A イ	鬼 怒 川 橋 (宝積寺) 川 橋	"
	男 鹿 川 (流入する支川を含む。)	A A イ	末 流 (川治橋)	平成17.1.28 県告示43号
	板 穴 川 (流入する支川を含む。)	A A イ	末 流	"
	大 谷 川 (流入する支川(志渡淵川を除く。)) を含む。)	A A イ	開 進 橋 (針 貝)	"
	湯 川 (流入する支川を含む。)	A イ	末 流	"
	志 渡 淵 川 (流入する支川を含む。)	B 口	筋 違 橋	"
	西 鬼 怒 川 (流入する支川を含む。)	A イ	西 鬼 怒 川 橋	"
	江 川 上 流 (高宮橋から上流の区域に限る。) (流入する支川を含む。)	B 口	高 宮 橋	"
江 川 下 流 (高宮橋より下流の区域に限る。) (流入する支川を含む。)	A イ	末 流	"	

水系	水 域 名	該当類型及び達成期間	環 境 基 準 地	設 定 年 月 日
渡良瀬川	巴波川下流 (吾妻橋から上流の区域に限る。)(流入する支川(永野川を除く。))を含む。)	B イ	巴波橋	平成17.1.28 県告示43号
	永野川上流 (赤津川合流点より上流の区域に限る。)(流入する支川を含む。)	A イ	星野橋	"
	永野川下流 (赤津川合流点から下流の区域に限る。)(流入する支川を含む。)	B イ	落合橋 (未流)	"
	思川上流 (黒川合流点より上流の区域に限る。)(流入する支川(大芦川を除く。))を含む。)	A イ	保橋	"
	思川下流 (黒川合流点より下流の区域に限る。)(流入する支川(黒川及び姿川を除く。))を含む。)	B イ	乙女大橋	"
	大芦川 (流入する支川を含む。)	A A イ	赤石橋	"
	黒川 (流入する支川を含む。)	A イ	御成橋	"
その他	姿川 (流入する支川(新川及び赤川を除く。))を含む。)	B イ	宮前橋	"
	押川 (流入する支川を含む。)	A イ	越地橋	"
湖沼	西仁連川 (流入する支川を含む。)	B 口	武井橋	"
	湯の湖 (全 域)	A イ・口	湖 心	"
	中禅寺湖 (全 域)	AA イ・イ	湖 心	"
	深山ダム貯水池(深山湖)(全 域)	AA イ・二	湖 心	平成13.3.30 環告示17号
	川治ダム貯水池(川治湖)(全 域)	AA 二・二	湖 心	"
	川俣ダム貯水池(川俣湖)(全 域)	A イ・イ	湖 心	平成15.3.27 環告示36号

- (注) 1 該当類型及び達成期間の欄は次のとおりとする。
(1) 該当類型は、表1-2生活環境の保全に関する環境基準を示す。
(2) 達成期間の分類は、次のとおりとする。
「イ」は、直ちに達成 「口」は、5年以内で可及的速やかに達成
「ハ」は、5年を超える期間で可及的速やかに達成
「ニ」は、段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努める。
2 水域名及び環境基準地点は県外にあるものであっても、本県に関係あるものを含む。
那珂川2(野口)、鬼怒川2(川島橋)、渡良瀬川上流(高津戸)、
渡良瀬川3(渡良瀬大橋)、渡良瀬川4(三国橋)、押川(越地橋)

表1-6 環境基準類型指定状況

区 分	河川・湖沼数	水域数	類 型 別 水 域 数 内 訳							環 境 基 準 地 点 数		
			A A	A	B	C	D	E				
河川	那珂川水系	13	14	2(1)	12(13)	-	-	-	-		15	
	鬼怒川・小貝川水系	16	20	4(2)	10(11)	3(3)	3(4)	-	-		21	
	渡良瀬川水系	17	28	1(1)	10(10)	13(13)	3(2)	1(1)	-(1)		29	
	その他の水系	2	2	-	1(1)	1(1)	-	-	-		2	
小 計	48	64	7(4)	33(35)	17(17)	6(6)	1(1)	-(1)		67		
湖 沼	5	5	3	2	-	-	-	-	2	2	1	5
合 計	53	69	10(7)	35(37)	17(17)	6(6)	1(1)	-(1)	2	2	1	72

- (注) 1 渡良瀬川上流水域について、当該水域数には計上しているが、同水域の環境基準地点(高津戸)は地点数に含まれていない。
2 類型のうち、・・については窒素及びりんに係る類型を示す。
3 その他の水系とは、押川(久慈川水系)及び利根川に直接流入する西仁連川である。なお、本年表の結果では、押川を那珂川水系に、西仁連川を渡良瀬川水系に含めている。
4 本表は平成17年4月現在の状況である。表中、河川の類型別水域数内訳の()の数字は類型改定以前の状況であり、本年表で平成16年度の評価に使用している類型である。

2 地下水

地下水の環境基準は、平成9年3月13日付け環境庁告示第10号により示され、地下水の水質汚濁に係るものについて、人の健康を保護する上で維持することが望ましい基準として設定された。(最新改正：平成11年2月22日)

表1-7 地下水水質の環境基準

(平成9年3月13日 環境庁告示第10号、最新改正：平成11年2月22日)

項 目	基 準 値
カドミウム	0.01 mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01 mg/L 以下
六価クロム	0.05 mg/L 以下
ヒ素	0.01 mg/L 以下
総水銀	0.0005 mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。
P C B	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.02 mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.03 mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下
チウラム	0.006 mg/L 以下
シマジン	0.003 mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下
ベンゼン	0.01 mg/L 以下
セレン	0.01 mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	1.0 mg/L 以下
ふっ素	0.8 mg/L 以下
ほう素	1 mg/L 以下